

受理官庁 Z W	ジンバブエ知的所有権庁	附属書 C Z W
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ジンバブエ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁, オーストリア特許庁, 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA), 欧州特許庁 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁, オーストリア特許庁, 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) ¹ , 欧州特許庁 ² 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: ジンバブエ・ドル (ZWD)	
送付手数料	ZWD 6,000	
国際出願手数料 ³	1,453 米国・ドルに相当する ZWD の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	16 米国・ドルに相当する ZWD の額	
調査手数料	出願人が選択した国際調査機関に支払われる調査手数料に相当する ZWD の額: 附属書D (AT), (AU), (CN), (EP) 又は (RU) 参照	
優先権書類の手数料	ZWD 150 及び1枚につき ZWD 2 を加えた額	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, ただしジンバブエにおける送達用あて名が要求される	
誰が代理人として行為できるか?	弁護士, 法律実務者又は弁理士 登録代理人の一覧は受理官庁から入手できる	

1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

2 この官庁は、国際調査を同官庁若しくはオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。